

## 学校法人日本女子大学 新型コロナウイルス感染症への対応にかかる基本方針

新型コロナウイルスの感染に関する情報が日々更新されているが、教育機関においても影響が出ており、深刻な状況と言わざるを得ない。

5月25日に全国の緊急事態宣言は解除されたが、本学園においても感染拡大防止のため、教育機関としての社会的責任を考慮し、新型コロナウイルス感染症への対応について、政府、文部科学省からの通知に従うことを前提として、以下のとおり基本方針を定める。

なお、この基本方針は、随時見直しを行う。

1. 大学、附属校園における諸活動（学事、キャンパス入構等）について  
大学においては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本女子大学・大学院の前期行動指針（BCP）」に基づき判断する。  
各附属校園においては、感染拡大防止に最大限配慮する。
2. 海外渡航、海外からの入国について  
学内者（学生、生徒、児童、園児、教職員等）については、外務省感染症危険レベル2以上に指定されている国・地域への渡航を禁止する。また、レベル1の国・地域についても渡航自粛を要請する。  
すでに海外に滞在している場合、外務省感染症危険レベル1となった場合には帰国準備を開始し、レベル2以上に指定された場合は原則帰国を要請する。  
レベル2以上に指定されている国・地域から入国した場合は、入国後2週間は外出を控え、自宅で滞在し、厳重な健康観察を行う。
3. 体調不良者について  
学内者については、発熱等の風邪症状がある場合、当日及び症状消失後3日は出校自粛を求める。  
生徒、児童、園児については、その同居家族に発熱等の風邪症状がある場合も、同居家族の体調不良当日及び症状消失後3日は出校自粛を求める。学外者についても、発熱等の風邪症状がある場合は来校自粛を求める。
4. 学内者の感染と対応について  
学内者について新型コロナウイルス感染症と診断されたときは、教職員の場合は保健管理センターへ、学生・生徒・児童・園児の場合はそれぞれ保健管理センター及び保健室へ本人から直ちに届け出る。

※ 学内施設の使用許可については上記の方針を準用する。

以上

2020年7月22日

学校法人日本女子大学 理事長  
危機管理委員会 委員長  
今市 涼子